特別弔慰金の支給対象者早見表

◆早見表の見方◆

質問に該当する場合は「はい」、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。
支給対象の可能性がある方は、**お住まいの市区町村の援護担当課にご連絡ください。**

スタート

戦没者等の死亡当時のご遺族ですか？
（支給対象者は、戦没者等の死亡当時既に生まれていた方に限ります。ただし、子については、戦没者等の死亡当時に胎児だった場合も含まれます）

いいえ → 対象となりません

はい ↓

令和７年４月１日時点で、順位が一番先のご遺族お一人に支給されます。

- 同順位の方が複数いる場合は、代表して請求する方をお一人決めてください。
- 令和７年４月１日時点で、戦没者等の配偶者（公務扶助料や遺族年金等を受けていない方）がご存命の場合は、その配偶者が先順位になることがあります。

戦没者等から見たあなたの続柄

① 子ですか？
- はい → 対象の可能性があります
- いいえ ↓

② 父母 / 孫 / 祖父母 / 兄弟姉妹 ですか？
- はい → 上記①の対象者がいる
  - はい → 対象となりません
  - いいえ → 次の順位で対象の可能性があります
    1　父母
    2　孫
    3　祖父母
    4　兄弟姉妹

    戦没者等の死亡当時の生計関係、改氏婚、養子縁組の有無等により、順番が入れ替わります。
- いいえ ↓

③ 上記以外の三親等内親族(甥、姪等) ですか？
- はい → 上記①または②の対象者がいる
  - はい → 対象となりません
  - いいえ → 戦没者等と一年以上生計関係を有していた
    - はい → 対象の可能性があります
    - いいえ → 対象となりません

※ この早見表は一般的な場合を想定しています。例えば戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給者ご本人は、この早見表によらない場合もありますので、お住まいの市区町村の援護担当課にご相談ください。